

令和元年9月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 令和元年9月25日（水）午後1時30分～午後3時

2 場 所 市役所6階 602会議室

3 出席者〔教育長〕内藤隆行

〔委員〕大岩幹夫(教育長職務代理者)、吉本理、中川奈緒美、  
清水国明

〔事務局〕師岡林教育総務部長、出居正之学校教育部長、千葉裕之教育  
総務部次長、戸村達男学校教育部次長兼学校教育課長、肥沼  
位昌文化財保護担当参事兼文化財保護課長、池田隆人保健給  
食担当参事兼保健給食課長、長谷川陽子教育センター担当参  
事兼教育センター所長、安田幸雄教育総務課長、清水康雄教  
育総務課主幹兼教育企画室長、森田幸夫教育施設課長、稲田  
里織社会教育課長、廣谷貴紀スポーツ振興課長、酒井忠夫生  
涯学習推進センター所長、古田晃一所沢図書館長、吉川誠学  
校教育課教育指導担当主幹兼健やか輝き支援室長

〔書記〕武政直行教育総務課主査、名雪晋祐教育総務課主任

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 なし

6 開 会 本日の議案は、議案第25号から第28号の4件。

なお、議案第28号は、個人に関する情報が含まれるため、  
「その他」の事項の「市内中学校の事案について」の報告は、  
個人に関する情報が含まれ、また率直な意見交換を行うため、  
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7  
項に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員  
が賛成し、非公開で審議されることに決定した。

進行上、非公開案件については、会議の最後に審議。

7 議 題

議案第25号 所沢市及び狭山市における教育事務に関する事務の委託について  
資料に則り、戸村学校教育部次長から以下のとおり説明がなされた。

現在、狭山市上赤坂地区の一部の児童生徒を所沢市立富岡小・中学校へ「区域外就学」という形で受入れている。以下、経緯の説明を行う。記録によると、昭和57年に、狭山市が指定する学校までの道路事情が悪いため、上赤坂地区の住民が住民票のみを所沢市下富に転入し、富岡小・中学校に入学しているという不正転入が発覚した。これを受け、当時の所沢市学校教育課長が、狭山市の学校に就学するよう保護者へ通知したところ、保護者から請願書が提出され、在校生については、卒業まで通学を認め、新たな「区域外就学」は認めないこととした。その後も何度か不正転入が発覚し、その都度、狭山市と協議をし、是正を求めたり、そのまま富岡小・中学校への通学を認める等の対応をしていた。

「区域外就学」とは、学校教育法施行令9条に基づいて行われるもので、一般的には、年度の途中で児童生徒が転出し、学年末まで、これまでの学校に通う場合等に適用される。また、教育費については、受入れする自治体の負担となる。狭山市上赤坂地区の児童生徒の場合、狭山市教育長から通学路の歩道拡幅及び待機場所の確保等が完了するまでの間ということ、受入れ依頼があったことから、「教育的配慮」の基準で「区域外就学」を認めている。

しかし、平成29年に、通学路の整備計画は、今後もないということが明らかとなったことで、道路整備が完了するまでという「区域外就学」の根拠がなくなったことになるため、今後の受入れは難しいことを狭山市教育委員会に伝え、以降、現在まで、狭山市と6回の会議を重ねてきた。

結果として、狭山市は、学校教育法第38条の「市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない」の規定によることを不可能と認め、学校教育法第40条の「学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村に委託することができる」及び地方自治法第252条の14の「普通地方公共団体は協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体の長に管理及び執行させることができる」の条文に基づき、所沢市へ「教育事務の委託」について、依頼があったものである。

以下、「教育事務の委託」について説明を行う。地方自治法の規定では、広域行政の手続きとして、事務の委託に関する規約については、関係地方公共団体間の協議及びその前段としての議会の議決を義務付けている。ここで予定されている順序は、議会の議決後に協議となるが、議会の議決を経た「規約」は、変更す

ることができないため、「規約案」をしっかりと定めておく必要がある。

以下、「規約案」の主要部分について説明を行う。第1条の2の、委託を受ける範囲については、狭山市上赤坂地区の一部である。受入れ状況について、今年度は、区域外就学において、小学生7人、中学生1人の合計8人を受け入れている。また、教育事務の委託を受託することとなった場合は、令和2年度から令和7年度まで、各年度0人から2人の新小学1年生がいて、合計10人から12人となる予定である。次に、第2条、受入学校は、富岡小学校と富岡中学校である。

続いて、第5条、委託料について説明を行う。委託料は、前年度の地方教育費調査における所沢市の学校教育費調査票の「消費的支出」、「設備・備品費」、「図書購入費」の合計額から「収入」を差し引いた額を、前年度の児童数で除した額に、委託年度の受入れ人数を乗じた額となる。算定根拠については、定められた方式はなく、自治体間で決定を行う。

主なものは、地方交付税算定基準方式または地方教育費調査方式がある。地方交付税算定基準方式は、全国一律の単価であるため、どの自治体間で契約しても、同一の単価となるものである。県内では、主にふじみ野市と契約している自治体が、この方式を採用している。一方、地方教育費調査方式は、受託する自治体において実際に掛かった経費に基づき算出する単価であるため、受託する自治体の住民との公平性が確保されるものである。協議の結果、実際に掛かった経費に基づく地方教育費調査方式とした。

今後については、12月議会に上程し、議決後、規約を定め、市長間で協議書を取り交わし、規約及び協議事項の告示及び県へ届出をした後に、令和2年度から受託を開始する。

以下、質疑。

(清水委員)

所沢市が他市に委託している状況はありますか。

(戸村学校教育部次長)

現時点では、ありません。

(吉本委員)

この区域の戸数が増えることはありますか。

(戸村学校教育部次長)

狭山市に確認したところ、この区域は市街化調整区域のため、これ以上増えることはないと予測しているとのことでした。

(内藤教育長)

狭山市も同様に、教育委員会会議と市議会において議決を得るということですね。

(戸村学校教育部次長)

そのとおりです。

(吉本委員)

就学援助は、どちらの自治体が負担するのですか。

(安田教育総務課長)

狭山市と当市との間では、通っている学校が所在する自治体が負担することになっています。今回の場合、富岡小・中学校に通学しているため、当市が負担することになりますが、現在、支給対象者はありません。

(清水委員)

今回は、交通事情が理由となっていますが、「この自治体の教育を受けたい」という理由で区域外就学をしている場合もあるのですか。

(戸村学校教育部次長)

ありません。

(内藤教育長)

当該地区の対象者には、意向を確認してあるということによろしいでしょうか。また、自治会の了解も得ているのでしょうか。

(戸村学校教育部次長)

現状どおり、富岡小・中学校に通いたいという希望があることを、狭山市が確認しています。また、自治会の了解も得ていると聞いています。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第26号 所沢市生涯学習推進センター運営協議会委員の委嘱について

資料に則り、酒井生涯学習推進センター所長から以下のとおり説明がなされた。

所沢市生涯学習推進センター運営協議会は、教育委員会の諮問に応じ、「セン

ターの運営方針に関すること」「センターの事業の企画及び運営に関すること」について協議を行う。協議会委員は、「所沢市生涯学習推進センター運営協議会条例」第3条第2項により、「委員は生涯学習に関し知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。」とある。また、第4条でその任期は2年となっており、今回の任期は、令和元年10月1日から令和3年9月30日までとなる。

なお、生涯学習推進センターは、人材育成エリア・ふるさと研究エリア・教育臨床研究エリアの3つのエリアで構成され、それぞれの特色を生かし総合的に学習活動を支援しており、各エリアに関係した知識経験を有する方々をお願いしているところである。委員候補者は、今回議決を得て委嘱された場合、7名すべての方が再任となる。

以下、質疑。

(中川委員)

現在7名の委員を委嘱していますが、条例に「協議会は委員8人以内で組織する」とあります。今後、もう1人委嘱される可能性はありますか。

(酒井生涯学習推進センター所長)

3月に策定した『生涯学習推進指針』も、現在の7名で検討していただいております。今後の生涯学習の推進も、このメンバーで臨んでいく予定ですので、新しい風を吹き込むことについては、次回改選時に検討したいと思います。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第27号 令和2年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針について  
資料に則り、戸村学校教育部長から以下のとおり説明がなされた。

教職員の人事異動については、毎年、埼玉県が「教職員人事異動の方針」及び「市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」を定め、それに基づき、県内教育界の活性化や、職務経験を豊かにすることによる人材育成等を期して人事が進められている。

また、それに伴い、所沢市においても「所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針」及び「所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を定め、本市教育の充実発展を期して、人事異動を進めている。

はじめに、埼玉県の人事異動方針については、「1 基本方針」の(7)に、障害

のある教職員の配置についての項目が明記されたほか、義務教育学校や中等教育学校の設置に伴う文言の追加があった。

次に、埼玉県的人事異動方針細部事項については、人事異動方針と同様に、「2 転任・転補」の(16)に、障害のある教職員の異動についての項目が明記された。

「令和2年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動の方針」については、県の人事異動方針の変更点を反映させるとともに、「3 転任・転補」の(3)に、「学校における諸課題の解決」についての文言を追加した。

「令和2年度当初所沢市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」については、年月日等を今年度用に訂正し、県の細部事項に準じて障害のある教職員の異動について追加したほかは、変更点はない。

なお、「1 退職について」(2)の勧奨退職申し出期日は、県教委の人事異動方針細部事項に基づき、令和元年12月8日を「教育長が定める期日」とする。

また、県の人事異動方針細部事項の「2 転任・転補について」の(9)を、本年度も、本市小・中学校教職員人事異動方針細部事項の「2 転任・転補について」の(7)「新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。」として取り入れている。理由としては、学校の新設や学区変更の予定はないが、従来本市には通学区域の暫定区域がある。暫定区域のある学校では、在籍児童生徒数が変わる可能性がある。在籍児童生徒数の増減は、学級数の増減につながる場合があり、教職員数に関わることとなるからである。

以下、質疑。

(大岩教育長職務代理者)

女性の管理職への積極的登用と近隣自治体との交流を意図的に取り組んでほしいと思います。

教職員の質を向上させるために、県はどのような取り組みをしていますか。

(戸村学校教育部次長)

県が教員養成セミナーを実施し、各大学から推薦された優秀な学生が、大学での勉強と平行して、県の指導を受けながら採用試験に臨むという仕組みがあります。また、優秀な人材を受け入れるために、他の都道府県に対しても採用募集を行っています。

(吉本委員)

都道府県の間で、教員の人事交流が可能になるような仕組みがあると良いと思います。これまでは同一県内で、同じような教育を行っているところで、経験を積んでいくということが多かったと思いますが、他の都道府県に一時的に異動し、行った先で行っている教育を経験して、戻ってきたときに、その経験を活かすということが質の向上に繋がるのではないかと思います。

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 協議事項 なし

9 報告事項

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について(教育総務課)

所沢市教育委員会の9月から12月までの主な行事予定について(教育総務課)

令和元年度「図書館要覧」について(所沢図書館)

富岡児童クラブの学校施設使用について(教育総務課)

資料に則り、安田教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

富岡児童クラブに関して、平成30年11月の教育委員会会議で報告した内容は、富岡小学校施設1階の家庭科室及び準備室に児童クラブを整備し、併せて家庭科室及び準備室の機能を4階多目的室に移設するというものであった。また、敷地内の児童クラブ本体は、解体を予定していた。

その後、予算編成の過程で、総費用が約6,000万円かかるということもあり、費用対効果や、その他の転用可能教室の活用などを考慮し、再検討することとなった。今年度、こども未来部、企画・財政など関係各課との調整会議を2回開催し、学校と調整した結果、敷地内に設置されている既存の児童クラブはそのまま残し、狭隘化により適正規模を超えた児童の居場所を確保するため、1階生活科室を、小学校の授業終了後の学校教育に支障のない範囲で、一時的に利用するという方向で整備していく方向で進んでいる。

なお、現在の所沢市内の放課後児童クラブの状況は、去年の待機児童数が188人と多く、市議会の一般質問においても多くの議員から早急な対策が求められた。その他、児童クラブ施設の老朽化など、様々な課題がある。

教育委員会としても、学校に通っている子どもの放課後の居場所づくりということもあり、放課後児童クラブの課題解消に向け、学校やこども未来部と協議を図りながら、可能な限り協力していく方向で検討していきたいと考えている。

以下、質疑

(吉本委員)

費用をかけて補修をしながら、現在の建物を活用していくということでしょうか。

(安田教育総務課長)

児童クラブを所管する青少年課によると、長寿命化を図りながら維持していくことを考えていると聞いています。

(吉本委員)

前回の説明では老朽化した建物を解体して移設するということでしたが、今回は費用対効果等を鑑み、現在の建物は維持して教室を活用しながら対応していくとのことですが、今使用している建物がどれくらいの状況なのか、また、維持していくための補修にはどれくらいの費用がかかるのか、そのあたりの情報が必要だと思います。

(中川委員)

空き教室の利用は難しいのでしょうか。

(戸村学校教育部次長)

転用可能教室の活用については、今後も関係各課と連携して進めていかなければならないと考えています。

## 10 議 題

議案第28号 令和元年度所沢市教育功労者の表彰について（非公開）

《削除》

内藤教育長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。



## 1 1 その他

市内中学校の事案について（非公開）

《削除》

今後の日程

- ・教育委員会会議 10月定例会：10月30日（水）午後1時30分  
所沢市役所6階 602会議室
- ・学校視察：10月30日（水）午前
- ・教育委員会会議 11月定例会：11月19日（火）午後4時  
教育センター 第1研修室
- ・令和元年度所沢市教育功労者表彰式：11月19日（火）午後1時30分  
教育センターセミナーホール
- ・教育委員会会議 12月定例会：12月18日（水）午後1時30分  
所沢市役所6階 602会議室

## 1 2 閉 会 午後3時